

管理栄養士・栄養士養成課程における 学外実習制度の変遷とその決定過程

鈴木 道子*・辻 雅子**・片山 一男***

Changes in the Out-School Training System of Registered Dietitians and Dietitians Training
Institutes, and the Process of the Determination

Michiko Suzuki Masako Tsuji Kazuo Katayama

専門職の質確保にとって、現場における実務実習は重要な要件の一つである。近年専門職化の進展著しい管理栄養士の教育課程における学外実習（臨地実習等）について、栄養士の教育課程と共に、制度面における変遷を明らかにする。また、直近の改正について、その決定過程を明らかにする。1950年までは実務重視の規定であったが、新学制が開始されて以降は、学外実習時間は減少傾向にあり、近年管理栄養士養成課程においては増加傾向にあるが、なお、1950年までの基準と比較しても少ない。学外実習の規定は、厚生省（現厚生労働省）が国民の栄養課題の変化を背景に、関係諸団体の意向を汲みながら決定してきているが、より良い実務実習の実施という「理想」と、実習生の数と質、受入側の状況などの「現実」のせめぎあいが、その決定に大きな役割を果たしてきた。学外実習をめぐる課題は日本の管理栄養士・栄養士制度と密接に係っている。

キーワード：管理栄養士 栄養士 教育課程 学外実習 臨地実習

1. はじめに

2000年の栄養士法改正において、管理栄養士の定義が改正され、その業の一つである「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」（第1条第2項）を行うに当たっては、「主治の医師の指導を受けなければならない（第5条の5）」と規定された。管理栄養士が業務の限定はあるものの医療関連職種として認知されたことを意味する。2000年の栄養士法改正に伴い、教育課程編成基準も大幅に改正された。特に学外実習（臨地実習・校外実習）に関する改正は、養成機関、現場指導者双方に大きなインパクトを与えた。管理栄養士養成課程として認可を受けている本学総合人間科学部健康栄養学科においても、円滑に学外実習（臨地実習）を実施するために様々な試みを行い（大出ほか、2008）、現在もよりよい実習実施のための努力を続けている。現場における実務実習は、専門職の養成の質確保にとって重要課題の一つである。本稿では、近年専門職化の進展著しい管理栄養士の教育課程編成基準における学外実習について、法令等で規定された制度とその変遷、及び直近の改正についての決定過程を明らかにする。また、管理栄養士養成施設は栄養士養成施設を兼ねるため、管理栄養士の教育課程を考える際は、

2010年4月10日受理
*尚綱学院大学 教授
**尚綱学院大学 講師
***尚綱学院大学 准教授

栄養士養成施設の教育課程を考慮せざるをえない。そのため、本稿では、両者の学外実習を扱う。なお、養成施設によっては学内に実習施設が設置されている場合もあるが、本稿で「学外実習」と呼ぶのは、実際に管理栄養士や栄養士が勤務している現場における学生の実務実習を指し、養成施設内の実習室における実習（たとえば調理学実習）などと区別する。法令等では、時期・状況により、「臨地訓練」「校外実習」「臨地実習」などと記されている。

なお、学外実習に関しては多くの研究・報告があるが、個々の養成施設のプログラム開発や学生の意識調査に関するものが多い（西村ほか、2003；梅木ほか、2004；北島ほか、2005；太田ほか、2008など）。また、職能団体である日本栄養士会は学外実習改善に向けて多くの提言や主張を展開している。しかしながら、縦断的に学外実習に関して、特にその制度面に着目し、変遷を扱った研究はほとんどみられない。

2. 方法及び資料

栄養士法等法令及び通知等は、リーガルリサーチの手法に基づき、検索および確認を行った（いしかわほか、2008）。すなわち、『栄養調理六法』各年度版（資料（1））を参考に、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則の改正経過の概略を把握した上で、官報（資料（2））でその改正内容を確認し、教育課程編成基準の学外実習に係る部分を抽出した。なお、官報の確認に当たっては、1947年5月3日以降の内容に関しては国立印刷局が提供しているデータサービス「官報情報検索サービス」（資料（3））を利用した。法令には含まれない通達、通知等については、『栄養調理六法』及び厚生労働省のデータベース（資料（4））を利用し、その一部については厚生労働省関係部局より直接提供を受けた。1945年に制定された栄養士規則及び私立栄養学校指定規則については官報に記載されている事項を直接確認した。

直近の教育課程編成基準の学外実習関連事項の決定経過については、厚生労働省ホームページに掲載されている審議会報告、検討会議事要旨などを資料として用いた。そのほか、日本栄養士会機関誌「日本栄養士会雑誌（栄養日本）」、全国栄養士養成施設協会「月報」、日本栄養改善学会誌「栄養学研究」等を用いた。

3. 学外実習の制度化とその変遷

1945年4月栄養士法の前身である栄養士規則（昭和20年厚生省令第14号）が制定され、初めて栄養士は法的根拠を持つ資格（「地方長官ノ免許」となった。1947年12月に栄養士規則に代わって栄養士法（昭和22年12月29日公布法律第245号）が制定され、翌1948年1月から施行された。栄養士法では、栄養士・管理栄養士の定義や養成の大枠（修業年限など）が規定され、内容の詳細については、政令である栄養法施行令、更に詳細は、省令である栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則で規定されている。教育課程編成基準は省令で規定されているが、その内容の詳細は、通知・通達などで示されている。教育課程編成基準全体の変遷については、既に報告したので、参照されたい（鈴木、2010）。

栄養士法は、1947年制定されて以来2009年末までに11回、栄養士法施行令は、1953年制定以来10回、栄養士法施行規則は1948年制定以来41回、管理栄養士学校指定規則は1966年

制定以来11回改正されている。このうち、教育課程編成基準に係る主な栄養士法等の制定及び改正を、1945年の栄養士法施行規則等とあわせて表1に示す。また、学外実習に係る重要な通達・通知（実習実施基準）は4回発せられており、その施行時期により、戦後の学外実習の経過を5期に分けることができ、表1にあわせて記した。第1期は、1945年私立栄養士学校指定規則制定・施行から1961年に発せられた厚生省からの通達（衛発855号）の効力が発揮されるまでの間であり、第2期以降は、各通達の効力が発揮されている期間である。各通達の概略を表2に示す。また、表3に、私立栄養士学校指定規則以来の学外実習規定の概略（時間又は単位数、実習科目、実習施設）を示す。

表1 教育課程改正に係る主な栄養士法等および学外実習関連通達・通知

年	栄養士法	栄養士法施行規則	教育課程編成基準	学外実習関連	
				通達・通知	期
(1945年)	(栄養士規則)	(私立栄養士養成所指定規則)	①	衛発第855号	第1期
1947年	法律第245号				
1948年		厚生省令第2号	②		
1950年	法律第17号	厚生省令第19号	③		
1959年		厚生省令第22号	④		
1961年				衛発第625号	第2期
1962年	法律第158号				
1963年		厚生省令第24号	⑤		
1966年		厚生省令第4号	⑥		
1973年		厚生省令第16号	⑦		
1974年				健医発第1534号	第3期
1985年	法律第73号				
1986年		厚生省令第55号	⑧		
1987年					
1992年		厚生省令第51号	⑨		
2000年	法律第38号			文科高27健発0401009	第4期
2001年		厚生労働省令第186号	⑩		
2002年					
～					

1) 第1期：1945年～1962年

臨地訓練の時間数は示されているが、内容については規定されていない時期である。1945年栄養士規則制定時の教育課程編成基準（表1の①）は私立栄養士養成所指定規則（昭和20年厚生省告示第41号）に示されており、現場での実習については「臨地訓練」として200時間が規定されている。修業年限は1年で、国民道徳40時間を除く専門科目の時間数は1660時間であり、臨地訓練は、専門科目の授業時間のおよそ12%を占める。内容についての規定はみられない。1947年の栄養士法は栄養士規則を引き継ぐ内容であり、1948年に公布された栄養士法施行規則に示された教育課程編成基準（表1の②）は、私立栄養士養成所指定規則とほぼ同様であり、修業年限1年、専門科目1660時間のうち、臨地訓練200時間である。1950年の栄養士法改正の趣旨は「栄養士の知識と技術の向上を図る」こと等であり、修業年限は2年

表2 管理栄養士・栄養士養成施設における学外実習に関する通達・通知（実習実施基準）

1951年（昭和36年）	1973年（昭和48年）改正1975年（昭和50年）	1986年（昭和61年）	2002年（平成14年）
栄養士養成施設における栄養指導の実習実施基準について （栄養審議会委員より報告を厚生省が適当と認めた） 昭和36・10・20衛発855	栄養士養成施設における栄養指導の実習実施基準について 昭和48・10・1衛発825改正昭和50・3・29衛発151	栄養士養成施設における校外実習実施基準について 昭和61・12・26健医発1334	管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について 平成14・4・114文科高27健発0401009
厚生省公衆衛生局長から各部道府県知事宛 栄養士養成施設に指導監督、関係施設である保健所・病院・学校、学級、工場・事業所等へ内容徹底	厚生省公衆衛生局長から各同府県知事宛 栄養士養成施設、関係施設である保健所・病院・学校・事業所等への周知（昭和49年度から）	厚生省保健医療局長から各部道府県知事宛 栄養士養成施設（管理栄養士養成施設を含む）に周知すること、病院・保健所・集団給食施設等に対しても周知。文部省協議済み	文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長から各部道府県知事宛 養成施設に対する周知、病院・保健所・集団給食施設等に対する周知依頼
（別紙）栄養士養成施設における栄養指導の実習実施基準 審議会委員長木村忠二郎	（別紙）栄養士養成施設における栄養指導の実習実施基準	（別紙）栄養士養成施設における校外実習実施基準	（別紙）管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習要領
第1 実習の目的 栄養指導の実習は、栄養教育及び集団給食管理の実践を实地に修練し、栄養士として具備すべき知識及び技能全般を体得させることを目的とするものであること。	第1 実習の目的 栄養指導の実習は、栄養教育及び集団給食管理の実践を实地に修練し、栄養士として具備すべき知識及び技能全般を体得させることを目的とするものであること。	第1 実習の目的 栄養士養成施設（管理栄養士養成施設を含む。以下第2を除き同じ）の校外実習は、栄養指導又は給食管理の実践を实地に修練し、栄養士（又は管理栄養士）として具備すべき知識及び技能全般を体得させることを目的とするものであること。	第1 管理栄養士養成施設における臨地実習要領 1 実習の目的 実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価、判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。
第2 実習の種類及び時間数 実習は校外実習（臨地訓練、見学）及び校内実習とし、それぞれの時間数は次の通りとする。	第2 実習の種類及び単位数 校外実習の種類及び単位数は次の通りとし、栄養士養成施設にあつては、このうち給食管理について、管理栄養士養成施設については、3科目すべてについて行うものとする。	第2 実習の種類 臨地栄養学 1単位以上 公衆栄養学 1単位以上 給食管理 1単位以上	2 実習の種類及び単位数 「臨地栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」に4単位以上とする。なお、「給食の運営」に係る校外実習の1単位を含むものとする。
第3 実習の実施時期 第4 実習の内容	第3 実習の実施時期 第4 実習の内容	第3 実習の実施時期 第4 実習の内容	3 実習の実施時期 4 実習施設 5 実習の内容 6 実習の方法
第3 実習の実施時期 第4 実習の内容	第3 実習の実施時期 第4 実習の内容	第3 実習の実施時期 第4 実習の内容	第2 栄養士養成施設における校外実習要領 1 実習の目的 給食業務を行うために必要な給食サービス提供に備え、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。 2 実習の種類及び単位数 「給食の運営」について1単位以上とする。 3 実習の実施時期 4 実習施設 5 実習の内容 6 実習の方法

表3 管理栄養士・栄養士養成施設における学外実習の規定の概要

		管理栄養士養成施設	栄養士養成施設
1945年～	時間		200時間
	科目		臨地訓練
1948年～	時間		200時間
	科目		臨地訓練
1950年～	時間		370時間×2/3以上(247時間)≒250時間
	科目		栄養指導
1961年通達	時間	臨地訓練(1週44時間×4=167時間)+見学24時間(1箇所4時間×6)=200時間(+校内実習50時間=250時間)	
1962年施行	科目	栄養指導	
	実習施設	保健所、病院、学校、工場事業所その他(自衛隊・児童福祉施設・社会福祉施設)それぞれ44時間 栄養士が専従する施設であること。	
1973年通達	単位	2単位以上(+校内実習1単位以上)=5単位	
	科目	栄養指導	
1974年施行	実習施設	保健所、病院、学校、事業所 栄養士が専従する施設であること	
	単位	3単位以上	1単位以上
1986年通達 1987年施行	科目	臨床栄養学1単位以上・公衆栄養学1単位以上・給食管理1単位以上	給食管理1単位以上
	実習施設	臨床栄養学：病院	
		公衆栄養学：保健所又はこれに準ずる施設	
		給食管理：事業所等の集団給食施設	給食管理：事業所又はこれに準ずる施設
		栄養士が専従する施設であること	栄養士が専従する施設であること
2002年通知 2002年施行	単位	4単位以上	1単位以上
	科目	臨床栄養学・公衆栄養学・給食経営管理論(給食の運営1単位を含む)	給食の運営
	実習施設	臨床栄養学：病院、介護老人保健施設等の医療提供施設	
		公衆栄養学：保健所、保健センター又はこれに準ずる施設	
		給食経営管理論：事業所等の集団給食施設	給食の運営：事業所等の集団給食施設
	管理栄養士が専従する施設であること	管理栄養士又は栄養士が専従する施設であること	

となった。この年から新学制となり、短期大学・大学が養成施設に参入を開始し、その数はその後急速に増加する。栄養士法施行規則に記された教育課程編成基準(表1の③)からは、臨地訓練の名称は消え、「調理」「栄養指導」の科目名の備考欄に「実習を含む」とだけ記載されている。厚生事務次官から各都道府県知事宛通達「栄養士法の一部を改正する法律施行に関する件(1950年発衛第85号)には、「調理及び栄養指導については、総時間数の中少なくとも3分の2以上実習及び臨地訓練を実行させること」と記載されているが、臨地訓練の内容に関する記載はない。「栄養指導」の時間数は370時間であり、その3分の2は、およそ250時間に相当する。

2) 第2期：1962年～1973年

1959年栄養士法施行規則が改正となり、教育課程編成基準(表1の④)も若干の改正となった。備考欄に「理論」と「実習」が分けて時間数が表示されるようになり、「栄養指導」については、理論120時間、実習250時間と示されている。この栄養士法施行規則の改正は「栄養士養成施設の内容の充実向上を図るため」等とされ、背景には急速に増加した養成施設における教育の質の課題が存在する。1961年に厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛に「栄養士養成施設における栄養指導の実習実施基準について」が出された。ここに至って実習に関し

て明確な基準が始めて定められた。この内容は、栄養審議会委員長からの報告を、厚生省が適当と認めたものであり、実習の目的が明示されると共に、実習の種類及び時間数、実習の実施時期、実習の内容が示された栄養指導の実習は、校外実習と校内実習に分けられ、校外実習は臨地訓練176時間、見学24時間、計200時間とされた。

1962年の栄養士法改正では管理栄養士制度が新設された。1963年以降の栄養士法施行規則では教育課程編成基準（表1の教育課程編成基準⑤以降）は栄養士養成施設と管理栄養士養成施設別に示されるようになった。1963年改正の教育課程編成基準（表1の⑤）には、栄養指導に関しては、栄養士養成施設では講義又は演習4単位以上、実習2単位以上となっており、管理栄養士養成施設では講義又は演習4単位以上、実習2単位以上となっている。1966年改正の教育課程編成基準（表1の⑥）でもほぼ同様である。この間学外実習に関する基準の変更はなく、教育現場では混乱が生じたようである。

3) 第3期：1974年～1986年

1973年の教育課程編成基準（表1の⑦）では、栄養指導の単位数は増加し、栄養士養成施設・管理栄養士養成施設ともに「実験又は実習5単位以上」とされている。同年新たな実習基準が出された。この通達では、栄養士養成施設と管理栄養士養成施設共通で、校外実習2単位以上と校内実習1単位以上、計5単位以上としている。実習内容については養成施設の裁量が大きい基準である。

4) 第4期：1987年～2001年

1985年の栄養士法改正により、国家試験なしに管理栄養士登録が可能であった管理栄養士養成施設卒業生に対し、科目免除はあるものの国家試験が課されることとなった。翌1986年の栄養士法施行規則改正で教育課程編成基準（表1の⑧）が改正され、同年学外実習に関する基準が大幅に改正になった。すなわち、管理栄養士養成施設では、臨床栄養学、公衆栄養学、給食管理各1単位以上計3単位以上の校外実習が必須となった。栄養士養成施設では、給食管理1単位以上となり、管理栄養士養成施設と明らかな差が見られるようになった。1992年の教育課程編成基準の改正（表1の⑨）は、大学設置基準等の大綱化に対応したものである。

5) 第5期：2002年～

2000年に栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業生も科目免除なしで国家試験が課されることとなり、2001年教育課程編成基準は大幅に改正となった。科目名として、管理栄養士養成課程では「臨地実習」、栄養士養成施設では「校外実習」が登場した。管理栄養士養成施設では、臨床栄養学・公衆栄養学・給食経営管理論（給食の運営1単位を含む）で4単位以上、栄養士養成施設では給食の運営1単位以上とされた。この改正経過については、次節で詳細に述べる。

4. 直近の学外実習規定の決定経過

管理栄養士・栄養士養成施設の教育課程の基準は、「省令」として発令されるため、どのような経緯で決定されるかについての詳細は分かりにくい。現行の栄養士法施行規則（2001年改正）に示された教育課程編成基準が、従来の科目表示から教育内容表示に変わり、大幅な変更であったこと、また、審議会（「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会」）の議事録要旨と報告書が公開されていることから、その概要が把握できる。また、こ

の検討会は、その直前に改正された栄養士法の方針に従うものであり、その栄養士法改正は審議会（「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」）の報告を踏まえた内容であった。学外実習について大きな改正がなされた経過を追う。

1) 厚生労働省担当者による「管理栄養士養成施設カリキュラムの改正経緯とそのねらい」

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室の荒井ら（2001）は、2001年の管理栄養士養成施設カリキュラムの改正にいたる経過及びそのねらいを、栄養対策の流れの中で捉えなおし、その意義を述べている。厚生省が1988年から取組んできた「第2次国民健康作り対策」が10年目にさしかかり、「第3次国民健康づくり対策」の進め方について検討を開始した時期に、食を通じた健康づくりが重要との観点から「21世紀の栄養・食生活のあり方検討会」が開催され、1997年3月その報告書が取りまとめられた（資料（5））。その中で、健康・栄養教育にかかわる人材の育成、特に管理栄養士・栄養士については、養成課程における適切なカリキュラムの整備や卒後教育の充実が必要であるとの提言が盛り込まれた。その提言を受けて1997年8月に「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」（座長：細谷憲政東京大学名誉教授）が開催された。同年厚生省内の組織改組により「生活習慣病対策室」が設置され、栄養対策もその所管になっている。「生活習慣病対策の推進が急務」との認識のもと、審議が行われ、1998年報告書（資料（6））がまとめられた。さらに、管理栄養士が保健医療サービスの担い手として、その役割を十分発揮する為の管理栄養士の養成のための具体的検討のために、2000年10月「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会」が開催され、2001年2月に報告書がまとめられ、その報告書（資料（7））を踏まえ、厚生労働省において政省令の改正作業を進めていると述べている。

2) 「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」報告と2000年栄養士法改正

1997年8月から開催された「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」は、現状分析、各方面からの意見聴取、委員の議論など9回の開催を経て、1998年6月年報告書を提出している。検討会の座長は、細谷憲政東京大学名誉教授（医師）であり、ほか17名の委員から構成されている。17名の委員は、管理栄養士（養成施設勤務、病院勤務など）、医師、評論家、ジャーナリストから構成されている。若干の修正はあったがこの報告書は2000年の栄養士法改正の方向性を決めたとはいっても過言ではない。この中で、養成教育の内容としては、「養成のあり方について」の中で、（1）教育科目の見直し（2）実務実習の重視と実習方法の見直し（3）教員等の資質の向上（4）施設・設備の見直しを挙げている。実務実習の重視と実習方法の見直しについては「現行の実務実習は、栄養士については事業所等の給食管理のみの実習が必修（1単位）となっている。また、管理栄養士については病院の臨床栄養、保健所の公衆栄養、事業所等の給食管理のそれぞれ1単位（合計3単位）が必修となっている。今後、管理栄養士は「人」を対象とした栄養指導にも対応できることを目指すべきであることから、現行の給食管理センターの実習方法を見直し、入所者への栄養指導業務も行っている老人保健福祉施設、健康増進施設及び訪問看護に関わる施設等も実習場所として加えるべきである。また、実務実習の効果を上げるため、実習を行う施設や箇所数、期間等を弾力化すべきである。いずれにしても教育効果の高い、充実した実務実習が実施できる為には実習の指導者を含めた質の高い受入施設の確保が必要であり、関係者の積極的な対応が望まれる。」としている。また、教員等の資質の向上については「教育課程の改善のためには、教育科目等を見直しと相まって、養成施設の教員及び現場の指導者の資質の向上が極めて重要である。このため、養成施設の教員や現場

の指導者に対しては、養成施設関係の団体や職能団体による定期的継続的な研修を経験させるほか、最新の実務教育の導入を図るため、養成施設と栄養士、管理栄養士が活動する現場との人事交流を図り、現場の人材を教員として積極的に活用することが必要である。」としている。実務実習重視とその質の向上を目指すことが示されている。

3) 管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会

(1) 委員構成と報告書

「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会」は2000年の栄養士法改正の趣旨を踏まえ、2000年10月から4回開催され、2001年2月に報告書を提出している。委員名簿は氏名と所属（勤務先）が公表されている。13名中10名が養成施設の教員である。「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」委員とは2名が重複している。検討会が報告書を提出した2001年2月以降であるが、委員のうち2名が、日本栄養士会会長を務めている。また、全国栄養士養成施設協会は、1998年から「カリキュラム委員会」において栄養士・管理栄養士のカリキュラムの検討を行い、2000年にその内容を発表すると共に、厚生省に提出している。そのときの委員が、この検討会には2名含まれている。また、検討会開催時点での所属は養成施設であるが、職歴の中で栄養行政に深くかかわった委員も複数含まれ、栄養行政事情に理解を有するとともに、「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」の方針を踏まえることができ、さらに全国栄養士養成施設協会および日本栄養士会の意向をも反映できる委員構成である。なお、事務局は厚生省（現 厚生労働省）保健医療局（現 健康局）生活習慣病対策室である。

報告書では学外実習については『臨地実習』については、従来の校外実習という表記を改め、学内で修得する知識・技術を栄養管理の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できることをねらいとし、充実強化を図ることとした。特に栄養評価・判定が行われる場で直接人に接する実習を推進するよう、臨床栄養を中心とし、公衆栄養、給食経営管理のいずれかで（いずれか1つの分野でも可）4単位とした。尚、4単位には栄養士免許取得に係る校外実習（給食の運営）が含まれるものである。また、臨地実習施設については、実習指導者にふさわしい管理栄養士が従事している施設であることは言うまでもなく、将来的に実習指導者の研修や実習生を指導できる施設の認定についても検討すべきである。」とし、その目標は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」こととされた。

(2) 議事要旨の検討

「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラムなどに関する検討会」については、4回の議事要旨が公開されている（資料（8））。委員はほぼ全員が4回の会議に出席し、会議時間は1回2時間である。議題は、第1回から第3回までは、（1）管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等の検討について（2）その他であり、第4回は（1）検討会報告書（案）について（2）その他である。なお、発言者の特定はできない。第1回は比較的自由な意見表明であり、第2回と第3回は事務局から提出されたと思われる原案に対する修正等の意見表明と討論である。第4回は事務局作成と思われる報告書についての検討、修正を行っている。学外実習関係部分を抽出すると以下の通りである。

第1回「校外実習」について

- 実習生を指導できる施設を認定する方式も検討すべき。同時に実習指導者を短期間でも養成していく必要があるのではないか。
- 実習施設として認定できるような施設はまだ少ない状況ではないか。現実的には校外実習の事前事後の教育を充実する必要がある。

第2回校外実習の充実強化について

＜単位数について＞

- 校外実習の単位数は5単位ではなく4単位以上として、ゆとりをもたす必要があるのではないか。
- 臨床栄養学の2単位以上ははずして、単位数の振り分けはしない方が良いのではないか。

＜施設について＞

- 公衆栄養学は市町村保健センター、健康増進センターでも可能ではないか。

＜施設認定について＞

- 校外実習の単位数の増加は受入側の施設準備が重要である。受入施設に付加価値を付けるという意味でも認定することは良い制度と思う。さらに、受入施設の管理栄養士にも実習指導者として認定して付加価値を付けられるような制度の整備が必要ではないか。
- 実習施設の認定は、現場の栄養士のレベルアップのためにも必要。栄養士会の生涯学習からでも、まずはスタートさせることが大切。
- 医学部では、既に臨床教授といった肩書きを与えるということも行っている。
- 学生の実習効果は施設の実習指導者によって強く影響を受けるので、施設の認定は必要である。
- 栄養士としての就職率は30%と低く、必ずしも就職と結びついていない。また実習生の熱意も低く、受け入れ施設によっては迷惑と考えるところもある。こういったなかで、おそらく施設認定を受けてもメリットがないのではないか。公衆栄養の校外実習も、保健所の数が減ってきており、都道府県が実習を受け入れてくれない現状もある。

厚生省原案では、臨地実習の単位は5単位以上、そのうち2単位以上が臨床栄養学であったことがわかるが、検討会の中の議論から4単位で、臨床栄養学の2単位以上もはずした経緯がわかる。また、実習施設や実習指導者の認定等臨地実習の現場における専門的な教育に対する期待を有しながらも最終的には、実習学生及び実習現場の現状とのバランスを懸案し、実習施設や実習指導者の認定は見送られている。

(3) 「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会報告書」に関するパブリックコメント

日本栄養士会は会長名で、2001年2月28日に意見表明を行っている（資料（9））。基本的にこの案に賛成の意を表すると共に、臨地実習で学生を教育指導する立場から、早急に実習指導者の再教育、施設の選定等についての検討を依頼している。なお、「病院勤務希望者に対する臨地実習時間については、すべてを病院とすることおよび他医療職種との関連から、12単位程度の臨床実習時間を希望するとの意見もある」ことを附記している。

4) その後の経過

パブリックコメントを受けて、最終的に2001年に栄養士法施行規則が改正され、2002年、文部省・厚生労働省通知「管理栄養士における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について」が出された。これを受けて日本栄養士会と全国栄養士養成施設協会（2002）は、共同で『臨地・校外実習の実際』を作成し、新たな学外実習を実施するに至った。

5. 近年の動向

1) 日本栄養改善学会提案のモデルコアカリキュラム

2009年日本栄養改善学会は管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム最終案を発表したが、そこでは、臨地実習は6単位、1週間40時間×6＝240時間を提示している。内容は、臨床栄養、食育・健康増進、給食経営管理の各分野で1週間（1単位）、残りの3週間（3単位）は養成施設が設定することを想定しているとしている。

2) 日本栄養士会の主張

2010年日本栄養士会はその機関誌に「栄養士制度検討から見た臨地実習」の特集を組んでいる（齋藤、2010；小松、2010；ほか）。国際基準で示された500時間以上（12単位以上）を満たすようなシステム作りが必要としながらも、現実的な課題、すなわち、養成施設増加に伴う実習学生数の増加と、受入態勢の課題等から、必ずしも時間数にこだわらず、現在の時間数の中での充実を目指し、また、卒業後のインターン制度の活用などを示唆する内容が示されている。

6. 最後に

1950年までの栄養士養成は実務家養成を目指すものであり、1年間の修業年限の中で、臨地訓練は200時間を割いていた。新学制施行以降は、家政系女子短期大学や大学がその養成に参画した結果、栄養士の数の面での充足を図ることはできたが、実務につかない栄養士有資格者を多数輩出することとなった。教育課程編成基準から、臨地訓練の名称が消え、通達で250時間程度の臨地訓練が規定されたが、栄養士養成施設の急増により、その教育の質の問題が現出、必ずしも適切に臨地訓練が行われない状況が生じ、1961年に、実習基準が発せられることになる。臨地訓練の時間は167時間と減少し、さらに、1973年の実習基準では、学外での実習は2単位以上と実質減少となった。養成施設の増加、受け入れ態勢の問題がその背景に存在する。1986年以降の実習基準では、管理栄養士と栄養士の区別が明確となり、管理栄養士が3単位以上、栄養士が1単位以上とされた。さらに、2002年以降の実習基準では、管理栄養士が4単位以上と増加している。しかしながら、4単位は4週間、180時間に相当し、戦後まもなくの実務重視の栄養士養成の臨地訓練時間200時間と比較しても、決して十分な時間とは言えないであろう。

専門職の養成に実務実習が重要であることについては異論がないが、その実施に当っては多くの課題が存在する。管理栄養士・栄養士養成施設認可の要件には、実務実習を行う施設（附属病院等）設置の義務はない。実際、多くの養成施設は、実務実習施設を有せず、そのため、学外の実習先を確保しなければならない。学外の実習先の多くは、多忙な日常業務を抱えてお

り、実習生を多数受け入れることは困難であり、また、その義務もない。養成施設としては、資格要件に係ることなので実習先を確保することが先決であり、その質についてまで言及することが困難な状況に陥ることがある。また、実習生の実務に対する意欲や態度も実習先の指導者の実習生受入の意欲を左右する。実習時間・実習内容は厚生省（現 厚生労働省）が国民の栄養課題の変化を背景に、関係諸団体の意向を汲みながら決定してきているが、より良い実務実習の実施という「理想」と、実習生の数と質、受入側の状況などの「現実」のせめぎあいが、その決定に大きな役割を果たしてきたと言えよう。実務実習をめぐる課題は、管理栄養士・栄養士養成制度そのものと密接に関わりあって現出したものであり、その背景には、戦後の高等教育政策、医療政策、栄養課題の急激な変化など、日本特有の課題が存在する。本学においても臨地実習の重要性を自覚し、その充実・強化を図っているところであるが、個別養成施設の努力だけでは解決しえない課題も多い。今後も諸関係機関の動向に注目しながら、より質の高い管理栄養士の養成をめざして、課題解決への歩みを続けていきたい。

<資 料>

- (1) 栄養調理法令研究会編『栄養調理六法（昭和55年版）、（昭和60年版）、（平成3年版）、（平成6年版）、（平成21年版）、（平成22年版）』、新日本法規出版株式会社
- (2) 官報、国立印刷局
- (3) 官報情報検索サービス、国立印刷局、<http://search.npb.go.jp/>（最終アクセス日 2009/12/27）
- (4) 厚生労働省法令等データベースサービス、<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>（最終アクセス日 2009/12/27）
- (5) 「21世紀の栄養・食生活のあり方検討会」報告書（平成9年3月28日公衆衛生審議会意見具申）、<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0903/h0324-3.html>（最終アクセス日 2009/12/27）
- (6) 「21世紀の管理栄養士等あり方検討会」報告書（平成10年6月8日）<http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1006/h0608-1.html>（最終アクセス日 2009/12/27）
- (7) 「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会」報告書（平成13年2月5日）<http://www.dietitian.or.jp/data/download/pdf/h14rinchi-mal5curri.pdf>（最終アクセス日 2009/12/27）
- (8) 「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等に関する検討会」議事要旨（第1回～第4回）<http://www1.mhlw.go.jp/shingi/>（最終アクセス日 2009/12/27）
- (9) 日本栄養士会会長福島ヨシオ（2001）「管理栄養士・栄養士養成施設カリキュラム等の改正（案）」に対する意見（平成13年2月28日）、栄養日本、44（10）、44

<文 献>

- 荒井裕介ほか（2001）「管理栄養士養成施設カリキュラム改正の経緯とそのねらい」臨床栄養、98、646～649
- いしかわまりこ・藤井康子・村井法子（2008）『リーガル・リサーチ第3版』日本評論社
- 北島葉子ほか（2005）「臨地実習における実習効果を高めるための検討」中国学園紀要、4、1～8
- 小松龍史（2010）「特集2 栄養士制度検討から見た臨地実習 管理栄養士養成における臨地実習－わが国の現状は国際基準に近づくことができるか－」日本栄養士会雑誌、53（3）、235～236
- 日本栄養改善学会理事会（2009）「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラムの提案」栄養学雑誌、67（4）、202～232
- 日本栄養士会・全国栄養士養成施設協会編（2002）『臨地・校外実習の実際』
- 西村早苗ほか（2003）「管理栄養士養成における臨地実習プログラムの開発に関する研究：臨地実習に対する学生のニーズと実習後の自己評価」女子栄養大学紀要、34、115～121
- 大出京子ほか（2008）「大学諸機関との連携と学生の能動的学びを重視した授業プログラムの開発・改善に関する一考察－本学（尚綱学院大学）管理栄養士養成課程における臨地実習の取り組みを通して－」尚綱学院大学紀要、55、1～15

- 太田昌子ほか（2008）「栄養士養成施設における校外実習の教育効果」淑徳短期大学研究紀要、47、17～33
- 齋藤長徳（2010）「特集2 栄養士制度検討から見た臨地実習 制度と臨地実習－現状と課題」日本栄養士会雑誌、53（3）、232～234
- 鈴木道子（2010）「管理栄養士・栄養士養成施設の教育課程編成基準及び教員要件の変遷とその背景」東北大学大学院教育学研究科教育学部研究年報（印刷中）
- 梅木陽子ほか（2004）「臨床栄養学臨地実習のための環境整備の試み」福岡女子大学人間環境学部紀要、35、69～73